

(別紙)

## 島根原子力発電所 1号機、運転保守状況備考について

～ 1号機～

12月7日、1号機所内電源系の瞬時停電により、放水路水モニタのテレメータ連絡値(下限値: 1 cps)を下廻った。(公表済)

12月21日、燃料集合体外観点検作業中スペーサのずれを確認した2体の燃料集合体について、2体ともチャンネルボックスを取り付け、燃料ラックに収納した。今後、燃料の搬出まで使用済燃料プールで保管する。(公表済)

12月22日、原子炉格納容器内の空気作動弁点検作業に従事していた作業員1名に社内基準に定める1日の線量管理目標値を超える外部被ばくがあった事象(11月22日)について、原因が判明し対策を講じた。(公表済)

(原因)(a)作業員が携帯していた警報付個人線量測定器のアラームが発報したことを認識するのに時間がかかった。

(b)作業員は弁の組立て作業中で、すぐに取り止め難い状況だった。

(作業に区切りがつくまで継続したいという意識が働いた。)

(c)作業場所の線量当量率が局所的に高く、警報付個人線量測定器が発報後、短時間で被ばく量が増加した。

(対策)(a)作業中に警報付個人線量測定器が発報した場合は、同じ作業に従事している作業員全員が一旦低線量エリアに移動するとともに、放射線管理員に連絡し、その指示に従うこととする。

(b)局所的に線量当量率の高い場所等での作業については、作業ステップごとの放射線レベル等を放射線管理計画書に反映し、きめ細やかな指導・助言を行うとともに、放射線管理上重要な作業についてはパトロールを強化する。また、必要に応じて、滞在時間管理や個人線量の遠隔監視ができる無線式警報付個人線量計装置を導入する。

(c)マイク等で現場とモニター監視場所との相互連絡が取れるようにする。

12月22日、原子炉建物5階で原子炉格納容器上蓋取り付け作業に従事していた作業員1名にわずかな放射性物質の内部摂取が認められた事象(12月2日)について、原因が判明し対策を講じた。(公表済)

(原因)作業員が汚染したゴム手袋で顔に触れた可能性が大きく、その際、鼻に付着した放射性物質(Co-60)が呼吸により体内に取り込まれたものと推定した。また、作業員が扱っていた廃棄物の汚染検査結果から、汚染源はボルトに塗布したグリース状の物質が付着したダンボール及びスポンジ状の研磨治具であると推定した。

(対策)汚染区域内で汚染レベルの高い廃棄物等を扱う場合は、あらかじめ表面汚染密度の確認を行い、必要により放射線管理員が指示する保護具を着用することとし、作業にあたっては適宜新しいゴム手袋に交換するとともに、着用しているゴム手袋で顔面に触れない等の再発防止対策を取りまとめた。また、これらの再発防止対策については、教育等により周知徹底し社内規定類に反映させる。

1月5日、定格電気出力一定運転から原子炉定格熱出力一定運転に移行した。(公表済)